

緊急時におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援協定書

桐生市、太田市（以下「協定団体」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に支障をきたす緊急事態の発生時に備え、総合的な相互支援の基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、緊急事態の発生時において、協定団体におけるし尿等の処理に係る総合的な相互支援の基本事項を定めることにより、迅速な相互支援体制を確保し、協定団体のし尿等に係る一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の要件等）

第2条 本協定により、協定団体が相互支援を実施する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1） 協定団体が管理するし尿等処理施設（以下「管理施設」という。）が、故障、事故等により緊急事態に陥り、他の管理施設の支援を必要とするとき。
- （2） 管理施設の定期点検や改修、更新等による一時的な処理能力の低下を補うために、他の管理施設の支援を必要とするとき。

2 本協定における「支援」とは、次に掲げることをいう。

- （1） し尿等の中間処理を行うこと。
- （2） し尿等の収集運搬を行うこと。
- （3） し尿等の処理に必要な資機材等の提供を行うこと。
- （4） し尿等の処理に必要な職員の派遣を行うこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、し尿等の処理に必要な事業を行うこと。

（支援の要請）

第3条 前条第1項各号に掲げる事態が生じたときは、支援を要請しようとする団体（以下「要請団体」という。）は、支援の内容を明確に示した文書により、支援を要請することができる。

（支援の実施）

第4条 支援要請を受けた協定団体（以下「支援団体」という。）は、自らの処理能力、運転計画及び収集運搬能力等を勘案の上、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく支援に要する経費は、原則として要請団体の負担とする。ただし、支援の内容を考慮し、その都度要請団体と支援団体が協議して費用負担を定めるものとする。

(努力義務)

第6条 協定団体は、相互支援を円滑に実施するため、長期的視野に立ち相互支援の趣旨を踏まえ、次の事項に留意するものとする。

- (1) 管理施設の整備を行い、将来にわたり適正な処理体制を確保できるように努めること。
- (2) 管理施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態を保持できるように努めること。

(補則)

第7条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項は、協定団体が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。

ただし、期間満了前から1か月までに、協定団体のいずれからも改廃等の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定は、成立の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和5年1月26日

桐生市織姫町1番1号

桐生市

代表者 桐生市長 荒木恵司

太田市浜町2番35号

太田市

代表者 太田市長 清水聖義